

桂川町告示第167号

令和7年第5回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月21日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和7年12月4日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和7年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 議案第37号 桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第7 議案第38号 桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定
- 日程第8 議案第39号 桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第40号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第41号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第42号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第43号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第44号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第45号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第46号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第47号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 議案第37号 桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第7 議案第38号 桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定
- 日程第8 議案第39号 桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第40号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第41号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第42号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第43号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第44号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第45号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第46号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第47号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(10名)

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課医療介護保険係長	坂口 敬祐君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第5回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、柴田正彦議員、4番、杉村明彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月12日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告並びに提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

月日がたつのは早いもので、今年も、およそ4週間を残すのみとなりました。今年の夏は残暑が厳しい上に、殊のほか長く続いていると思いきや、急に寒さを感じるようになり、過ごしやすい「秋」の季節が大変短く感じられたところです。

国政においては、参議院議員選挙後、「自民・公明政権」から「自民・維新政権」に替わり、日本では初めての女性内閣総理大臣となる高市早苗内閣総理大臣が誕生しました。発足当時から少数与党という状況もあって、今後の難しいかじ取りが想定されていると存じます。

また、国際情勢も、ロシアのウクライナ侵攻から3年と半年余りが過ぎ、和平案等の動きも報道されていますが、依然として緊迫した戦闘が続いています。イスラエルの侵攻についても、停戦協定は結ばれたものの不安定な状況にあり、こうした情勢が世界の分断と対立の要因になっているようです。平和で安定した国際社会の構築を、衷心より願望する次第です。

さて、本日は、令和7年第5回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、人事院は、本年8月に国家公務員と民間との給与較差を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、職員全体についても月例給を引き上げる勧告を行いました。

また、期末・勤勉手当については、これまでの年間4.60月分から4.65月分に引き上げ、通勤手当についても本年4月1日に遡及して引き上げる勧告を行いました。この人事院勧告を受けて、桂川町の職員の給与に関する条例等の改正案を上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の制定により、国家公務員等の旅費制度が改正されました。これに準じて本町職員等の旅費の支給についても、定額支給から原則実費支給に変更する必要が生じたため、桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正案を上程しています。

次に、現在、本町の会計年度任用職員等に対する地域手当は未支給となっていますが、人事院勧告により、職員の地域手当は段階的に引き上げて支給するものとしていますので、会計年度任

用職員についても令和8年1月から2%、令和8年4月から4%を支給するため、桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、ふるさと応援寄附金事業については、全国での寄附総額が1兆円規模に膨らみ、地域間での争奪戦が激しさを増しています。こうした中、本町の本年11月27日現在の受入額は1億7,983万7,000円で、昨年度を上回るペースで御寄附を頂いています。本事業は、これから年末にかけて最盛期を迎えますので、本年度当初予算額3億円を達成できるものと見込んでいます。

なお、来年10月から総務省による返礼品ルールが厳格化されますが、全国的な寄附傾向や多様化する返礼品の企画・開発動向を注視しつつ、今後も、返礼品の提供を頂いています事業者等と密接に連携し、安全・安心な寄附環境の構築を図ってまいります。

次に、本年9月から開始しました大学生等通学定期券購入費補助事業については、11月末時点で108件の申請があり、その補助予定額は180万5,000円となっています。

本事業は、子育て世代の移住・定住や若者の流出抑制のほか、就学機会の向上、公共交通の利用促進など、複数の効果が生み出せる施策でありますので、継続して実施したいと考えています。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）の道路改良工事については、10月中旬より新しい道路用地・区間に関わる樹木等の伐採工事に着手しています。県道豆田稲築線の道路改良工事については、県事業として実施していただくよう要望を重ね、今日に至ったところですが、工区内の用地買収も着実に進められており、本町としましても早期の完成に向けて適切に対応していきたいと考えています。

次に、桂川町認定こども園の園舎建設については、建設予定地の役場庁舎南側用地の測量調査及び造成設計について業務を委託し、実施しているところです。

また、認定こども園の用地と県道桂川下秋月線との接続に必要な用地の買収については、事業に対する地権者の御理解・御協力を頂くことができました。これを受けて、園舎・園庭・駐車場並びに敷地内通路等の概略を固めることができますので、今後、地元説明会及び関係機関等との手続等について調整してまいります。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設の建設については、昨年の12月と本年の1月に開会された組合議会において、用地取得に関する議案が否決されたことは御承知のとおりであります。

この事態を受けて、正副組合長会等において対応策を協議し、先月の26日に開会された令和7年第3回組合議会定例会において、組合長から、これからの取組の方針が報告され、提案した関係補正予算案が可決されたところでございます。

本事業は、2市1町の一般廃棄物処理の根幹に関わる大きな課題であり、将来の住民生活に及ぼす影響は大なるものがあります。よって、今後とも構成市町、施設組合、関係機関等との連携・協議を行い、取り組んでまいります。

なお、組合議会において組合長の報告にありました計画の見直しにつきましては、施設の処理能力やごみの減量化対策の推進などが挙げられますが、余熱施設についても地元地域の発展につながることはもちろん、本町の振興策との連携・調整を考慮し、まちづくりに貢献できる提案をしていく必要があると考えています。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、報告すべき事項はありません。今後とも、県、飯塚市と連携して適切に対応してまいります。

なお、大将陣公園横の感染症廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会から提出されました要望書につきましては真摯に受け止め、最善を尽くしてまいりたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、プレミアム付き商品券の利用状況については、7月から利用が開始され、11月27日現在では、販売総額1億3,000万円に対し、換金された額は1億1,537万3,000円（88.7%）となっています。なお、紙券と電子券の販売額はそれぞれ6,500万円、このうち紙券が5,670万3,000円（87.2%）、電子券は5,867万円（90.3%）利用され、いずれも順調に経過しています。

なお、利用期間は12月31日までとなっています。

次に、桂川中学校横の七浦ため池の改修工事については、10月よりため池から中学校の敷地内の地下を通り、町の公用車駐車場の水路につながる底樋の工事に着手し、来年3月の工事完成を目指しています。

今回の主な工事内容は、桂川中学校の校舎と体育館の間の地下約8.5mの箇所、大型の掘進機を使用して径800mmのヒューム管を約11.5m設置するものであります。

また、来年度は、ため池の堤体工事を実施する計画です。

次に、第52回人権・同和問題地域懇談会を10月1日から11月2日まで、33の行政区、31の会場で開催しました。7月の市民講座「人権講演会」に続き、本年度のテーマである「外国人差別（多文化共生）」を取り上げました。各行政区長をはじめ皆様の協力の下、350人の参加がありました。

次に、王塚装飾古墳館の火災復旧工事につきましては、町議会の御理解と御配慮の下、早期に着手できましたことを衷心より感謝申し上げます。

なお、復旧工事に対しまして、有志の方から「復旧工事に役立ててほしい」という気持ちを込めて、チャリティーゴルフ大会の御芳志や町文化祭チャリティー商品の売上金などの御寄附を頂

きました。王塚装飾古墳館の復旧のために大切に使用させていただきます。本当にありがとうございました。

次に、補正予算については、議案4件を提案しています。

このうち、一般会計の補正予算（第3号）は、補正額2億8,695万5,000円を追加し、予算の総額を80億2,514万3,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入では、11款地方交付税において、普通交付税の財源調整により8,050万1,000円追加計上しています。なお、このことにより、本補正後の留保財源見込額は1,961万4,000円になるものです。

15款国庫支出金では、障がい者サービス利用の増加に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金として5,968万7,000円、障害児通所支援給付費国庫負担金4,320万4,000円等を追加計上しています。

16款県支出金では、国庫支出金と同様の障害者自立支援及び障害児通所支援給付費事業に係る県負担金、合計5,144万5,000円のほか、新規予算では在宅医療ケア児の看護等を行う家族の負担軽減に係る医療的ケア児日常生活支援事業費県補助金を追加計上しています。

18款寄附金では、町内事業所の有志の方からの王塚装飾古墳館火災に伴う復旧支援として御寄附がありましたので、追加計上しています。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金を財源調整により4,000万円追加計上しています。なお、本補正後の財政調整基金繰入金の予算計上額は2億4,000万円となります。

22款町債では、道路インフラの長寿命化改修に係る道路維持保全事業債を追加計上しています。

一方、歳出予算では、職員人件費において、人事院勧告による給与改定等に係る関係費目の整理をしています。

個別の案件では、3款民生費において、歳入側で触れた障害者自立支援給付費及び障害児通所支援給付費の増額、合計2億578万3,000円や、医療的ケア児レスパイト事業給付費のほか、私立認定こども園に対する一時預かり事業補助金を、利用者数の増により追加計上しています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金の決定により追加計上しています。

以上が、一般会計の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、条例の制定に関するものが1件、条例の全部及び一部改正が6件、令和7年度補正予算が4件の計11件です。

議案の内容につきましては担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお

願いたします。

○議長（林 英明君） 本定例会に上程された案件は、議案11件です。議案第37号から議案第47号までの議案は、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

なお、この議案は、12月5日、8日、10日の3日間、各常任委員会で審査をしていただき、12日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の継続審査として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

9月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

町道土居瀬戸線道路改良工事につきましては、10月下旬に3工区目の工事が発注され、順調に工事が進められております。桂川駅北側の豆田瀬戸線改良工事につきましては、道路改良整備費に係る交付金配分が減額されたことにより、本年度においては、一部の補償調査及び補償物件に関する契約のみが執行されています。

また、東小学校前セブンイレブンから弥栄方面につながる弥栄笹尾2号線道路改良工事につきましては、測量設計委託が発注され、10月に完了しています。

このほか、道路改修工事11か所の予定のうち、10か所の工事が11月末までに発注され、舗装の打換えを主要工事とした内容の道路改修が予定どおり進められているところです。

本年度においても、まだ各行政区からの要望に対する未整備箇所が多くあることから、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 9月定例会後、5回の委員会を開催しました。

10月10日には、桂川町のグラウンドゴルフ場に行きました。グラウンドゴルフをされていた方から、施設の改善を要望されました。また、新設の飯塚市のグラウンドゴルフ場の使用料が安く、そちらに客が流れているとの指摘もありました。執行部に対しても、グラウンドゴルフ場を利用してある3団体から要望書が提出されています。文教委員会は、使用料の差や本町グラウンドゴルフ場の収支を調べ、今後、検討の必要性があると判断しています。執行部での検討をお願いします。

11月7日は、王塚古墳館を訪ねました。当初の想定よりも状況がひどく、館内はすすで汚れています。どこを改修するのか、具体的に説明していただきました。急いで工事に入ることでしたが、開館するまでには時間がかかりそうです。副町長が中心になって保険会社との折衝などに当たる中で、町の負担額は大きく変わりました。大きく減りました。議会で全員協議会を開き、予算を見ていったこともよかったと思われまます。

奨学金制度については、開始初年度になります。状況を見ながら、さらに調査研究を進めていきます。

つきましては、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の継続審査をお願いして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

9月定例議会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集、発行について協議を行い、本年11月4日に第52号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、けいせん議会だより第53号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第6. 議案第37号

○議長（林 英明君） 議案第37号桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書3ページをお願いいたします。

議案第37号桂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、内閣府令乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年1月14日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本町において当該事業を実施するに当たり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本条例を定める必要が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

4ページをお開きください。4ページから14ページにかけて条例案を掲載しております。概要について御説明いたします。

まず、本条例でいいます乳児等通園支援事業とは、いわゆるこども誰でも通園制度のことで、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保育所等において、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供すること等を目的に、令和8年度から全国の自治体において本格開始する事業でございます。

令和6年に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、乳児等通園支援事業については、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられており、今般公布された基準府令は、新たに認可事業として位置づけられた乳児等通園支援事業について、市町村が従い、または参酌する設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

乳児等通園支援事業については、その設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされており、町が当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされております。桂川町における事業の適正かつ円滑な実施を図るため、受入先となる保育所等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

条例案の主な内容について御説明いたします。

第1条から第5条にかけては、総則としまして、本事業の趣旨、定義、目的等について定めております。

第6条から第19条にかけては、通則としまして、利用する乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定、衛生管理とその必要な措置、虐待の禁止、非常時の対応等の規定の整備が必要であること等について定めております。

第20条から第27条にかけては、実施する保育所等が選択できる一般型と余裕活用型の2つの運営スタイルに区分し、必要な室内の面積や、建築基準法に基づく施設設備の基準、職員配置の基準について定めております。

なお、附則にて、本条例の施行日は公布の日と定めておりますが、第23条、いわゆる職員の配置基準、設備の基準につきましては、国の基準が令和7年11月の改正により、令和8年4月1日から施行するとされたことに伴い、国に準ずる形で、令和8年4月1日から施行することと定めているものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第38号

○議長（林 英明君） 議案第38号桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第38号桂川町職員等の旅費に関する条例の全部改正の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の制定により、本条例の全部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

16ページから27ページに条例案、28ページから29ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書16ページをお願いいたします。

国家公務員等の旅費に関する法律が70年ぶりに抜本的に大改正されたことに伴い、国との均衡を図るため、条例を全部改正するものです。

主な改正内容について御説明いたします。

現在、旅費の支給については定額方式で支給していたものを、原則、実費方式へ変更いたします。役場からの出発が旅費支給額の基本でありましたが、出張の実態に応じ、自宅発の旅費の支給も可能となっております。「宿泊料」を「宿泊費」と名称を変更し、定額支給から上限つきの実費支給に変更し、上限は、地域の実情等を勘案し、国の基準に準じた規定にしております。

現行の日当は廃止し、宿泊手当に変更し、宿泊に伴う必要な諸雑費に充てる費用として、1夜当たりの定額を支給する規定を新設しております。旅費及び宿泊に係る費用が一体となっているパック旅行を包括宿泊費として新設し、直接、旅行者への支払いも可能としております。

また、町費の適正な支給を確保するため、出張者が不当に過剰な旅費の支給を受けた場合には返納させる規定を新設しております。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

参考までに、今回の条例改正の概要をまとめました資料を両委員会のフォルダに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 25ページからの宿泊費の基準額のところを見ながら質問をいたします。2点、大きくあります。

1点目が、これ、何でかなと思いつたのが、福岡県が、町長等が2万5,000円、それ以外が1万8,000円なんです。えらい高いなど。こんなに高いところに福岡県で泊まったことがないぞと、私の感覚かもしれない。多分、これは東京からの人は——国の下にと言われたけど、これ、こんなに高いんですかね、本当に。これの、いいのかなというのが1点。

もう1点は、町長等とその他職員等で値段がめちゃ違う。5,000円違いますかね。4,000円から5,000円違います。7,000円違うところもある。実は、町長等という中に議員も入っているんですけど、じゃあ、私たちが出張に行って職員と一緒に来たときに、泊まる場所が違うんですかね。これもおかしな話やなと思うんだけど、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まず1点目ですけども、福岡県の金額でございます。これは先ほど御説明させていただきましたとおり、地域の実情、経済状況に応じて国が試算をしているものではございますので、おっしゃるとおり、東京のほうからこちらのほうに出張をした場合には、この金額になるかと思えます。ただ、私どもは県内の場合は日帰り等もございますので、必ずしも使うものとは想定はしておりません。

町長と職員の宿泊基準額に差があるという点でございますが、この制度を検討する上でも、大変重要な視点だと受け止めております。基準額の違いは、国の制度でも同様に、個人の待遇の差ではなく、それぞれの役割に応じた公務を円滑に遂行するため、標準的な水準を確保するという考えに基づくものでございます。

しかしながら、あくまでも上限額でございますので、この上限額が、そのまま支給されるわけではございません。今回の改正の趣旨でもあります公費の適正な支給の観点から、過大な支出にならないような形で、必ずしもそこまで使わなくてもいいような形でチェックをしていく必要があるかと思っております。

先ほど、町長と職員と一緒に出張した場合には同じホテルに泊まれないのかという御質問でござ

ございますが、第21条の旅費の特例ということで、上位者に随行した、同行した場合については、上位者の支給される旅費相当額が支給されるようには規定はしておりますが、先ほども申しましたとおり、町長も上限額でございますので、職員と同じ金額のホテルまで引き下げれば、職員と同じホテルに泊まれるものかと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 自分の実感と合わないもので。例えば長崎、1万5,000円なんです。これが8月9日の前後に行ったときは、こんなもんじゃ泊まれない。だから、私はカプセルホテルにしか泊まっていない。ちなみに、それでも5,000円はします。福岡県で僕は泊まるときは、退職教職員互助会というのがありまして2,000円補助があります。そういうホテルは大体シングルで7,000円ですから、5,000円で泊まれますし、泊まります。だから、それぞれの状況があるかもしれんけど、職務に応じて泊まる値段が違うちゅうのは納得のいかなところですよ。上限と言われてますけどね。

例えば、町長会があつて、みんな、ここに泊まらなければいけない、そういうことはあると思います。議員もそうです。ですから、あくまでも言われたように、その附帯事項、あくまでも適正にということを押さえていかなければならないところと思われまますので、総務での審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私も今、柴田委員長と同じような質問をしようかと思つていたんですけども、1つお聞きしたいのは、この旅費という規定が、例えば今いう宿泊費と交通費がありますよね。宿泊費の部分を、今、大まかに説明ありましたが、旅費、交通費関係が——例えば私もよく東京なんか出張するんですけど、その際に、個人的にはできるだけ安い時期に飛行機取つてというような形を、今、取つてます。そうなりますと、基本的に行政は、私は実費だという考え方を持つていたんですけども、今後宿泊があつたあたりは実費になるということの説明あつたような気がするんですが、そこら、今まではどうだったんですか。今までと変わる分だろうと思つてますけど。それと、例えば、今まさしく差がありますよね。そこら辺のことをもう一度説明していただけたら助かると思つてます。

それともう一つは、この諸費用が宿泊手当になるというような日当の部分が、1日幾らの日当が今まで出ていて、それが宿泊手当になったら幾らになるのか、この点、ちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 交通費につきましては、今まで実費でお支払いしておりました。改

正後も、交通費につきましては実費のお支払いということになります。日当を廃止し、宿泊手当ということになっております。日当は、今まで考え方といたしまして、昼食代、諸雑費、用務地内の交通費に充てるものとして支給をしておりました。ただし、昼食代につきましては、どこで勤務をしても、今私どもがここで勤務していても必要でありますので、昼食代の支給はやめようと。ただ、宿泊に伴ってどうしても出てくるものが夕食代、次の日の朝食代という形になりますので、宿泊手当として夕食代が800円、朝食代が800円、諸雑費が800円の計2,400円という形で支給をするような形にしております。

日当につきましては、基本額が、町長が今までが1,700円、職員が1,500円ございました。出張の距離に応じて、それが3割増し、5割増しになるような形でしたので、例えば東京でありますと、町長であれば基本額が1,700円が2,550円、職員が1,500円が2,250円という形で距離に応じて必然的に割増し、定額になるような形で支給をしておりました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） すいません、ちょっと勉強してきてなかったんでね。今、柴田委員長が質問されたので、ちょっとそれに加えてなんですけど、日当も差があるという考え方でいいんですね。日当ちゅうが、例えば朝食代とかいろいろあるじゃないですか。800円、800円、800円か。これがまた変わって1,700円、1,500円で3,200円。ここでいったら600円のを800円ぐらいか、その差はあるという考え方でいいんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今現在の条例につきましては差があるものですが、新しい条例に關しますと、一律、皆同じ金額を頂くような形に改正しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そちら辺のところ、ちょっと分からなかったもんですから、総務委員会のほうに。今まで交通費も実費という、逆に言ったら、物の考え方として、例えば格安交通券とか、いろいろあるじゃないですか。そしたら、はるかに交通費あたり安くできることあるんです。ところが、実費という形になったとき、限度いっぱいまで使うというような逆の考え方でもできるんです。いっぱいまで使えば、業務上、その旅館を取るとかするときに、例えば交通社のほうに丸投げで、この範疇でというような形のものもできるんです。

ところが、町の金、実費で出す場合、そうした場合に、例えば自分が出さなきゃならないお金だったら、当然そこは早めにとったりとか、自分でネットで取ったりとかできると思うんです。ところが、実費で受けるのであれば、今、うちは財政的にもきついんですけども、基本的に節約志向が若干薄れるんじゃないかなというような形のものがあるんだろうと思います。

そこら辺ところは後してもらってもいいと思いますんで。私も、ちょっと今、よく中身を分からないまま質問しておりますんで、また再度、この部分は勉強し直したいと思いますんで、よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第39号

○議長（林 英明君） 議案第39号桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書30ページをお願いいたします。

議案第39号桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、本年8月の人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

31ページから36ページに条例案、37ページから45ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書31ページをお願いいたします。主な改正の内容について御説明いたします。

今回、人事院では、民間給与との較差1万5,014円、3.62%を踏まえ、月例給では、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても引き上げる改定の勧告を行いました。期末・勤勉手当についても年間4.60月分を4.65月分とし、期末手当と勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分する改定を勧告しております。通勤手当につきましても民間の支給状況等を踏まえ、区分に応じ、200円から7,100円までの幅で引き上げる勧告を行っており、この人事院勧告どおりの改定を行うための条例改正を行っております。

給与表は、人事院勧告に基づき改定された国の給与表と同様の改定をしております。

会計年度任用職員につきましては、昨年度の条例改正により、給与等は職員の給与改定に準じ、自動的に改定されるようにしておりますので、職員と同じ給与表にて改定を行い、期末・勤勉手当も根拠としております国の定年前再任用短時間職員の率に応じて年間2.40月分を2.45月分とし、期末手当と勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、職員同様、令和7年4月1日

から遡及をして支給するようにしております。

附則でございますが、第1条、公布の日から施行し、第3条を令和8年4月1日から施行することとしております。

参考までに、今回の条例改正の概要をまとめた資料を両委員会フォルダに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ただいま課長の説明に質問をしたいと思います。

まず、人事院勧告。私も今回、一般質問の中に10項目ぐらい、人事院勧告の給与の改正についてということで、本日の議会が終わった後に、実は議会事務局に提出しようと考えております。

そうした中で、今まで一緒に考えたら、会計年度職員——柴田委員長、いつも言われるんで、同一労働同一賃金と。その言葉は副町長がよく使われていましたよね、総務課長の時代から。私もそれだろうと思ったんですが、基本的に基本給が違うと。そこらは一定の理解はできます。

ただ、今まで議会の中で吉川議員が、遡及関係とか会計年度職員のそうしたボーナス部分、こうしたものを一緒にしなければならないんですかというような形で、一生懸命訴えてこられました。その結果によって、18条をもって、会計年度職員もそれなりの手当ができたということだろうと思います。

そこで、私も人事院勧告をちょっと見てみたんですけど、ポイントとして、国家公務員の平均3.62、1万5,014円と、月額。ということは、1万5,000円の12か月で大体18万ぐらいになるだろうと思います。そのぐらいのところ上がるんだろうと思いますけど、それに近い、桂川町も対応をしてあると思います。

そこで、特に今回の総務委員会の中では、たくさんあるんですけども、大きなポイントだけ整理をしていただけたら、そして執行部のほうから、きちっとした説明を頂いたら助かるかなと思います。それについては、委員長報告に対して、私のほうから一定の内容は質問させていただきたいと思います。その旨は委員長のほうにも渡しておりますので、検討していただきたい。

まず、基本的に人事院勧告とは何ぞやと。地方のことなん。上がること、いいんですよ。今回も会計年度職員という同じ流れで、本当にそれはすばらしいことだと思います、今回もね。ところが、人事院勧告って、ざっと調べたら、これは国家公務員なんです。ですから、地方公務員の場合は、例えば北九州市とか福岡市とか、福岡は福岡で持っているんです。だから、この人事院勧告に対して、私、質問したのは、たしか、これで2回目だろうと思うけど、一時期、人勧が下

があったときがありましたよね。そのときに桂川町は、人事院勧告外の、福岡市の人事院勧告を使いたいというようなことも一時期ありました。これはひょっとしたら間違いかも知れませんが、私の頭の中にはそうしたものが残っております。それで、まず人事院勧告とは何ぞやということ。

それから、今から桂川町の財政、非常に厳しくなっています。それで、これの強制力、調整、こちらのほうで調整もできるんでしょうけども、人事院勧告の強制力についてどのような考え方でまとめるのか。

それと、当然、人事院勧告、地方交付税とか、いろんな形で回してくれたらいいですよ、財務省あたりが。そういう、ちょっとした流れはありますけど、実質的にパーセントも分からないし、特別交付金あたりできても単年度になる可能性もあるんです。ということになってきたという、これは、あくまでも桂川町の住民の皆様方の、どういう形であろうとサービス制化するか、それか、その税金部分を使わせていただかなければならないという、やはり住民に対する感謝の気持ちも、この中に我々は持たなければならぬだろうと思います。そうしたもの。

それから、そうなりますと財政計画、本格的に今日、町長が行政報告をしていただきましたけれども、いろんな問題、とりわけ文教では学校問題、それから水道問題、それから厚生や人勸とか、いろんなものがあります。こうしたものに対して財政が、職員の給料、会計年度、まだまだ上げてもらってもいいんですけども、財政との関わりでどうなるのかということも、これは我々議会に与えられた最大の仕事ですよ。これをやらなかったら意味ないもん。議会要らないという形になってくる。だから、こうした問題の中から、できればこういう総合的な、いつやるんですかちや、今しかないんですよ。嘉麻市、飯塚市、やってるんですから。いろいろありました、あんた方はそんなこともしょらんと、と。いや、してませんねというようなことも、何となく話合したとき、ちょっと情けなくなるような、そうしたものもきちっと入れてもらいたいと思います。

そして、ここが言いたかったんですけども、今日も人事院勧告出てますけれども、この中で、お金のことだけ、人事院言ってるんじゃないんです。相対的に給与体系の見直しの中では年功序列やめましょうよと。女性でも、例えば2割が女性とかいう形じゃないで、5割でも、力があれば、その女性を登用しなさいという意味だろうと思います。その中でやりがい、そうしたものを見つけていきなさいという基本的な今度の発表のハイライトということを出ていました。

それから、国家公務員の場合、特に永田町を中心に月100時間の超過勤務あるんです。そうしたとを見据えながら出しておるんですね。そしてなおかつ、カスハラ対策、健康支援、こうしたものもしっかりやりなさいよというような勧告、給与面だけじゃないで、こういう勧告出ていますので、総合的にそうした部分をしっかりしていただきたいと思います。

また、この内容については、先ほど申しましたけど、執行部のほうにできるだけ、総務委員会の中でしていただければありがたいと思いますので、ぜひその点を、本来は総務課長のほうにこの内容説明していただきたいんですけども、総務委員会の中で説明していただいて、その報告の中でできるだけ入れ込んでもらって。今、例えば一つ一つ質問していたら、私だけで30分以上時間取るような可能性がありますんで、それはちょっと議場の整理からいって御迷惑かけるだろうと思いますんで、そうした観点でよろしく願いいたします。それでよろしいですか。総務課長、それでいいですか、そういう形。町長でもいいですよ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、るる御指摘を頂きました。どの案件も重要な案件だと思います。この後の、いわゆる所管の委員会での審議、そしてまた、この本会議での審議もありますので、その中で私どものほうも、しっかり対応していきたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 大切なこと、1つ忘れてました、すいません。ごめんなさい。

それで、私なりに出ていると思う推移を拾ってみたんですけども、令和2年から令和7年、拾いました。

そしてもう一つ、肝腎なところ、これ説明しようと思っていたんですけども、今、東京永田町辺りを中心に景気対策やっているじゃないですか、景気対策、物価対策と。そこでね、官僚あたりとちょっと話したとき、言われるのは、今、高市政権になって、二、三年はこの状態が続きますよと。なぜかちゃ、もうメインが物価対策と、結局、給与を上げていくというような形で流れが来ますんで、本当に企業がそれだけの力がなくても、今はそれに乗っていかないと、法人税とか、いろんな感じのものの減税ができなくなるような形のもの、あるんですよ。だから、それはもう、この筑豊は上滑りでなかなか下りてきないんで、そういう形のも出てますんで、これが、金額がずっと今から先、基本給に上がっていくから累積していくんです、基本的に。これはちょっと間違うとうか分からない、財政課長だったら御存じだと思いますよ。それを基礎ベースに上がっていくから、私たち議会もこのベース、上がる下がるは何かありますか。基礎ベースをやはり上げてやるということも大事ですけども、財政も大事ですので、その両方をやると言ったら、やはり我々がしっかり理解して、会計年度職員も職員の方も、きちんとした勤務時間で、きちんとした給与を出せるような形にしていかなければならないと思いますので、ぜひ、重要な案件だろうと思いますんで、総務委員長、よろしく願いをしておきたいと思います。終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 3点ほどお伺いします。

人事院勧告に基づいて職員の給料が上がるということで、それは大変結構なことだと思うんで

すけれど、職員の給料は大体どのくらい上がるんでしょうか、その額面ですね。そして、それに対して交付金というものが大体何%くらい下りてくるのか。

それとあと一つは、正職員さんは2025年の4月から4%になるというふうに聞いております。そしたら、会計任用職員さんに対しては2025年の1月、2月、3月は2%だった、でも、今度の4からは職員と一緒に同じ4%になるということですけれど、ということは、会計任用職員さんは今までは給料が上がってなかったから、この2%をここで追加で上げて、4月から職員さんと同じになる。だから、2024年度、それまでそういう会計任用職員さんと正職員の差があったのかなと、そこら辺を、すいません、説明をお願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すいません、職員の給与がどれくらい上がったかというのは、給与表を見ていただいたら分かるように、どの等級に位置づけられているかによって変わってきます。おおむね、全体的に見ると1万円前後、月額給が上がっているような形にはなっております。

もう一点、4%とかいろいろ言われてある分については、地域手当の関係かなと思います。地域手当に関しましては、この議案第39号ではなく、40号のほうで御提案したいと思いますので、そのときでよろしいでしょうか。（「すみません、勘違いしていました」と呼ぶ者あり）あと、交付税は……（「じゃ、40号で説明していただけるんですね」と呼ぶ者あり）またそれは次の議案のときに御説明させていただきます。今回、交付税措置はされるということはお聞きしていますけど、今のところ、金額等、はっきりしたものはまだ分からないので、お答えすることが難しいかと思えます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 原中さんが言われたのと同じというか、私のはもっと初歩的な質問をしようと思っていて。基本的に僕は、人事院勧告は守るべきだと思っています。公務員がベースで周りの賃金に跳ね返ってくるからです。そういう考えは持っているんですが、ちょっと非常に気になったのが、ここの財政なんです。今回の補正で職員人件費が全体で2,842万8,000円、会計年度臨時的任用職員人件費等が全体で2,049万4,000円アップになると書かれています。当然、これはアップになったのは、来年度もこれが続いていくということになるんじゃないかなと思いますが、それでいいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 来年度もこの給与表でいきますので、まだ来年度につきましては3月の新年度予算で計上させていただきますけども、今回改定していった給与表で計上、もし議

決いただければ、新年度、提案していくような形になります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） さらに、会計年度が2から4に地域手当が上がれば、その分も加算されていきますよね、ちょっと、今回よりは。

何が言いたいかといったら、合わせてほぼ5,000万、4,800から900万ぐらいが、今度、人件費でアップしている。多分5,000万と考えていいと思います。これがずっと効いてくるんです。賃金上がることが悪いこととは思ってませんが、先ほどの吉川さんの質問なんですが、結局、その分が国から来るかどうかといったら、そうは来ないだろうと思われる中で、じゃあ、この町はやっていけるのかな、非常に心配です。その辺を含めて、財政問題と絡めたところで総務で検討をお願いするしかないと思いますので、そこはよろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。暫時休憩。再開は20分から。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第9. 議案第40号

○議長（林 英明君） 議案第40号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書46ページをお願いいたします。

議案第40号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、本町会計年度任用職員の地域手当等の支給に関し、本条例の整備を行う必要が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

47ページに条例案、48ページに新旧対照表を掲載しております。

改正内容は、会計年度任用職員に、令和8年1月より2%、令和8年4月より4%の地域手当を支給するものです。会計年度任用職員の地域手当に関しましては、以前より議会より御指摘を受けておりましたので、改めて制度の状況の確認を行い、処遇改善となるよう見直したものでございます。

附則ではございますが、この条例は令和8年1月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、先ほどは。改めて質問させていただきます。この40号議案は地域手当を条例として定めるということであります。それで何件か質問させていただきます。

この地域手当というのは、正職員には今までであったんです。そして、会計任用職員にはなかったのかなということと、それとあと一つは、2025年4月から職員と同じ4%になるということでした。ということは、2024年度は会計任用職員にはなかったんだ。先ほどとちょっと重複するかも分かりませんが、それを確認したいと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まず、地域手当につきましては、職員に関しては令和7年度、今年度の4月より支給しております。会計年度任用職員のほうには支給ができておりませんでしたので、今回、条例を改正しまして、1月から支給をしたいという形で提案をしております。現在、職員は2%ですので、それに合わせて今年度は2%、来年度からは職員が4%に上がりますので、会計年度任用職員も4月から4%という形で条例改定をしております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） もう一度確認ですけれど、正職員の方は令和5年から、この地域手当というのがあったんですかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和7年度、本年度からです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません。職員の方は令和7年の……（「4月」と呼ぶ者あり）4月から。そうですか。そうしたら令和7年の4月ちゅうことは、令和7年の1、2、3はなかったんですね、正職員には。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和7年の1月、2月、3月は、職員はもらっておりません。今年の4月からでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 正職員は令和7年の4月から。じゃあ、会計任用職員は、1月、2月、3月は2%だったからということだったんですけど、それが正職員は4月からだけど、正職員は2%ちゅうのは今までなかったんですか。4月からは4%になるんでしょうけど、地域手当というのは2%としてはなかったんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 昨年度、令和6年度は職員もございませんでした。令和7年度からもらうような形にしておりますけど、吉川議員、よかったら、後で資料を……。

○議長（林 英明君） 吉川議員、3回ですよ。吉川議員、最後です。

○議員（6番 吉川紀代子君） また後で詳しくお願いします。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 確認ですが、職員の方は本年度の4月1日から、会計年度の人は来年度の1月1日と、要するに期間が違うのは何で、その理由をお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 桂川町に関しましては、地域の実情に応じて地域手当のほうは支給をすることということで認めておりましたので、現在のところ、支給ができておりません。ただ、先ほども申しましたとおり、議会からの御指摘を受けましたので、今回改めて見直すことによって、処遇改善という形で、1月からという形で御提案をさせてもらっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 処遇改善で見直していただいているのであれば、職員と一緒にするべきだと思いますが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） そこは地域の実情に応じてということで、こちらのほうの解釈でさせておりました。ただ、議会の御指摘を受けまして、改めて制度の状況等を確認しまして、遅ればせながら1月から支給させていただきたいということで、今回、条例の改正のほうを御提案させていただきますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の解釈と私の解釈が、どちらを取られるかですね。今回、総務委員会のほうでお話しになるんで、そこら辺もちょっと詳しく御検討いただいて、委員長報告の

ときにしていただいて、最終的に判断を、皆さん、していただければと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よく分かりました。ただ、地域手当は、ごく最近できた手当というものの解釈になると思うんですけどね。職員も令和7年の4月ということで、会計年度で8年の1月という。

さっき、若干説明がよく分かんないんですけども、地域手当とかいろんな中で、例えば積雪手当とか、北海道とか何とかとなると住民の方はあるんですけども、この地域手当というのは基本的にどういうことを、説明の中でも、ちょっと分かんないんですけど。地域手当、例えば何かの加算的なものとして、私、解釈するんですけど。例えば本給がありますよ、それと交通手当があります、それとか配偶者手当がありますよとかいう形なんですけど、大体それで網羅されとったんです、今までね。交通費とか何か。

ところが、地域手当という名前が出てきたときに、これ、どういうことを意図しているのか。例えば、基本給を上げられないから、地域手当でちょっと賄いましょうとかね。それは確かに場所によって違うわけです。東京都でラーメン1杯食べるのも、ここの筑豊地区でラーメン1杯食べるのと、やっぱり相当の値段の差があるんですけども、この地域手当という概念、そこはつくったわけじゃないけ、分からないかも分かりませんが、もし分からなかったらいいです。調べていただいて、委員会の中でも、それか個人的にも。

私、この地域手当がひょろんと出てきて、ほかんとこは扱わんです、ぽろっと乗るわけですから。一般住民の方からいけば、何ですかという形になろうかと思うんです。だから、地域手当自体、東京とこと違うとかいう形もよく分かります。ただ、この制度が出てきた根源、どういうことでも出てきたんだと。例えば、東京都でこういう物価対応分しとるけど、そしたら、東京が1万円やったら筑豊は3,000円でいこうやというようなものなのか、そこら辺はちょっと分からないんです、私はね。分からないもんだから、質問しております。総務課長は後で理解していただいて、報告くれたらいい。今でもいいですよ。総務委員会の中でも話してもらっても結構です、どちらにしますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 地域手当の盛りつけといたしますか、支給につきましては、昨年度の条例改正までちょっと遡るような形になりますので、整理して、改めて御報告させていただけたらと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 了解。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第41号

○議長（林 英明君） 議案第41号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書49ページをお願いいたします。

議案第41号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、本条例を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

50ページをお開きください。50ページから53ページにかけて条例案を掲載しております。

本条例の改正は、2つの内閣府令の公布に伴う改正であり、1点目に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う主な改正の内容としまして、特定地域型保育事業者等が保育内容支援や代替保育を実施する際に、連携施設との協力・確保が原則義務とされていたことが、連携施設の確保が著しく困難と認められる場合等には連携施設を確保しないことができると確保義務が緩和されるものでございます。また、本条例を改正することで、確保義務の猶予期間が5年間延長されることとなり、町が状況に応じて柔軟に判断できるようになるものでございます。

2点目に、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令に伴う主な改正の内容としまして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が新たに追加され、児童虐待対応の強化を図るものとして改めるものでございます。

なお、附則にて、本条例の施行日は公布の日と定めております。

議案書54ページから64ページに新旧対照表を記載しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第42号

○議長（林 英明君） 議案第42号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第42号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

66ページをお開きください。66ページから69ページにかけて条例案を掲載しております。

本条例の改正は、3つの内閣府令の公布に伴う改正であり、先ほどの説明と重複する部分がございますが、1点目に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う主な改正の内容としまして、家庭的保育事業者等が保育内容支援や代替保育を実施する際に連携施設との協力・確保が原則義務とされていたことが、連携施設の確保が著しく困難と認められる場合等には連携施設を確保しないことができると確保義務が緩和されるものでございます。また、本条例を改正することで確保義務の猶予期間が5年間延長されることとなり、町が状況に応じて柔軟に判断できるようになるものでございます。

2点目に、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴う主な改正の内容としまして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が新たに追加され、児童虐待対応の強化を図るものとして改めております。

次に、これまで特別区域のみに限定されていた地域限定保育士制度が一般制度化され、登録した都道府県においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年を経過し、一定の勤務経験がある場合には、当該都道府県以外でも業務を行うことが可能となる資格制度が創設されたことに伴い、改めています。

3点目に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に伴う主な

改正内容としまして、乳幼児健診の内容が保育所等で実施する健康診断の内容に相当するときは、当該健康診断を行わないとすることができると緩和されたことにより、柔軟な対応が行えるように改めているものでございます。

なお、附則にて、本条例の施行日は公布の日と定めております。

議案書70ページから77ページに新旧対照表を記載いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第43号

○議長（林 英明君） 議案第43号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書78ページをお願いいたします。

議案第43号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

79ページをお開きください。

先ほどの説明と重複する部分がございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令に伴う改正内容としまして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が新たに追加され、児童虐待対応の強化を図るものとして改めております。

次に、先ほど御説明しました地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、登録した都道府県においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年を経過し、一定の勤務経験がある場合には、当該都道府県以外でも業務を行うことが可能となる資格制度が創設されたことに伴い、改めております。

次に、放課後支援員の認定について、人材不足を解消し、放課後支援員の確保に努め、放課後児童健全育成事業を継続して行うために、みなし認定の期間を延長するものでございます。

なお、附則にて、本条例の施行日は公布の日と定めておりますが、附則第2条の規定、いわゆる支援員の認定の部分につきましては、期間延長のことから、令和7年4月1日から適用することと定めております。

議案書80ページに新旧対照表を記載いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第44号

○議長（林 英明君） 議案第44号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書81ページ、議案第44号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本議案は、令和7年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和7年度一般会計12月補正予算書（第3号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,695万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,514万3,000円に定めようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

変更としまして、公共施設等適正管理推進事業債の起債限度額を1,350万円から1,800万円に変更するものでございます。

次に、10ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税8,050万1,000円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

次に11ページ、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1億289万1,000円の追加は、障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児通所支援給付費国庫負担金の追加計上。

次の12ページ、2項2目民生費国庫補助金238万4,000円の追加は、障がい者福祉に係る地域生活支援事業等国庫補助金と、私立認定こども園に係る一時預かり事業費国庫補助金の追加計上。

次の13ページ、3項1目総務費国庫委託金34万7,000円の追加は、中長期在留者住居地届出等事務交付金の追加計上、2目民生費国庫委託金49万3,000円の追加は、国民年金事務費国庫交付金の追加計上でございます。

次の14ページ、16款県支出金1項1目民生費県負担金5,301万9,000円の追加は、障害者自立支援給付費県負担金及び障害児通所支援給付費県負担金と、前年度事業費の精算に伴う前年度子どものための教育・保育給付費県負担金追加交付金の追加計上。

次の15ページ、2項2目民生費県補助金255万9,000円の追加は、障がい者福祉に係る地域生活支援事業費等県補助金及び医療的ケア児日常生活支援事業費県補助金と私立認定こども園に係る一時預かり事業費県補助金の追加計上、5目農林水産業費県補助金24万5,000円の追加は、農地利用最適化県交付金の追加計上でございます。

次の16ページ、18款寄附金1項2目教育費寄附金1万6,000円の追加は、町内事業所からの王塚装飾古墳館復旧支援寄附金の追加計上でございます。

次に17ページ、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金4,000万円の追加は、財源調整によるものでございます。

18ページ、22款町債1項4目土木債450万円の追加は、道路インフラの長寿命化改修に係る道路維持保全事業債の追加計上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

なお、今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして、人事院勧告による給与改定等に係る関係費目の整理を行っております。

また、歳入予算の補正に伴う財源組替については、御説明を割愛させていただきますので、併せてお願いいたします。

では、19ページをお開きください。

1款1項1目議会費4万7,000円の追加は、職員人件費の整理が、特別旅費常任委員会調査研修旅費の執行見込みによる減額計上を上回ったことによるものでございます。

次に20ページ、2款総務費1項1目一般管理費766万3,000円の追加は、職員人件費

の整理と、21ページの財務会計システム改修業務委託料、こちらは議案第38号の関連予算で町の旅費条例の全部改正に伴うもの、こちらの追加計上、9目電算管理費16万5,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、12目防災諸費50万円の追加は、消耗品費、避難所等における防寒対策に係るものの追加計上でございます。

次の22ページ、2項1目税務総務費346万8,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの。

次の23ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費235万6,000円の追加は、職員人件費の整理と消耗品費及び備品購入費。こちらはマイナンバーカード、在留カード等一体化に係る事務用品及びノートパソコン購入費の追加計上によるもの。

次の24ページ、5項3目国勢調査費6万円の追加、次の25ページ、6項1目監査委員費26万5,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の26ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費232万3,000円の追加は、職員人件費の整理や行路死亡者等葬儀等委託料、成年後見制度支援事業助成金。こちらは、成年後見人が支払い能力のない被後見人を支援する場合の対価を町が負担するもの、こちらのほか、国民健康保険特別会計への職員給与費繰出金の追加計上でございます。

次の27ページ、2目障がい者福祉費2億880万9,000円の追加は、手数料、障害者自立支援給付費及び障害児通所支援給付費の支払事務手数料や障害者地域生活支援事業費県負担金、2市1町で運営しております障がい者基幹相談等支援センターの事務所移転に伴うもの、また、障害者自立支援給付費、地域生活支援事業給付費及び障害児通所支援給付費、これらはサービス利用の増加によるもの、こういったもののほか、医療的ケア児レスパイト事業給付費、在宅医療ケア児の看護等を行う家族の負担軽減を図るものの追加計上でございます。

3目老人福祉費38万9,000円の追加は、後期高齢者医療特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上、8目介護保険事業費42万1,000円の追加、次の28ページ、9目介護予防事業費195万1,000円の追加、次の29ページ、10目地域包括支援センター事業費114万7,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の30ページ、2項1目児童福祉総務費1,051万3,000円の追加は、こども審議会委員報酬及び費用弁償、会議回数が増によるものや一時預かり事業補助金利用者の増に伴うもののほか、前年度の国・県補助事業等の実績確定に伴う各種返還金の追加計上でございます。

3目児童福祉施設費244万4,000円の追加は、支援員の給与改定に伴う学童保育所運営委託料の追加計上、4目子育て支援費195万円の追加は、職員人件費の整理と、32ページ、実績確定に伴う前年度子ども・子育て支援交付金国庫返還金の追加計上、5目土師保育所費677万7,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次の33ページ、3項1目国民年金費73万2,000円の追加は、職員人件費の整理と国民年金システム改修業務委託料、こちらは令和7年度税制改正に伴う特定親族特別控除額追加対応等に係るものの追加計上。

次の34ページ、4項2目人権センター運営費59万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に35ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費254万円の追加は、職員人件費の整理、2目予防費296万9,000円の追加は、職員人件費の整理と前年度の国・県補助事業等の実績確定に伴う各種返還金の追加計上。

次の36ページ、4目健康づくり推進費147万8,000円の追加は、職員人件費の整理と前年度の国・県補助事業等の実績確定に伴う各種返還金の追加計上。

次の37ページ、2項1目清掃総務費16万8,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の38ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費23万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に39ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費56万2,000円の減は、職員人件費の整理と、次の40ページの消耗品、農地利用最適化事業に係るものの追加計上、6目農地費25万7,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に41ページ、7款商工費1項1目商工総務費26万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の42ページ、8款土木費1項1目土木総務費42万5,000円の追加、次の43ページ、2項1目道路橋梁総務費88万9,000円の追加、次の44ページ、3項1目都市計画総務費23万4,000円の追加、次の45ページ、4項1目住宅管理費38万8,000円の追加、2目住宅建設費18万円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものでございます。

次の47ページ、9款消防費1項1目非常備消防費883万3,000円の追加は、飯塚地区消防組合負担金の決定によるものでございます。

次の48ページ、10款教育費1項2目事務局費167万8,000円の追加、次の49ページ、2項1目桂川小学校の学校管理費122万5,000円の追加、次の50ページ、3項1目桂川東小学校の学校管理費105万6,000円の追加、次の51ページ、4項1目桂川中学校の学校管理費317万8,000円の追加、次の52ページ、5項1目桂川幼稚園費129万3,000円の追加、次の53ページ、6項1目共同調理場費269万5,000円の追加、次の54ページ、7項1目社会教育総務費138万6,000円の追加、6目王塚装飾古墳館費97万7,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものでございます。

次の55ページ、7目図書館費181万1,000円の追加は、職員人件費の整理と、56ページ、修繕料、雨漏り修繕料の追加計上、8目人権教育費16万2,000円の追加、57ページ、8項3目総合体育館費62万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 47ページの9款1項1目の非常備消防費ですか、決定によって883万3,000円が出ていますが、これは当初予算が別にあったんだろうと思うんです。当初予算は、その左側を書いてある2億7,000万のところじゃ……、これですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 負担金の当初額につきましては、当初予算額は2億4,182万円を計上しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員、いいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第45号

○議長（林 英明君） 議案第45号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。坂口保険環境課医療介護保険係長、お願いします。

○保険環境課医療介護保険係長（坂口 敬祐君） 議案書の82ページをお願いいたします。

議案第45号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。タブレットの資料②をお願いいたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,349万5,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金29万8,000円の増額は、担当職員の人件費等の整理によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費29万8,000円の増額は、人事院勧告等に伴う担当職員の人件費等の整理に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの係長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第46号

○議長（林 英明君） 議案第46号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。坂口保険環境課医療介護保険係長。

○保険環境課医療介護保険係長（坂口 敬祐君） 議案書の83ページをお願いいたします。

議案第46号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。タブレットの資料③をお願いいたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,779万2,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款1項1目事務費繰入金38万9,000円の増額は、担当職員の人件費等の整理によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費38万9,000円の増額は、人事院勧告等に伴う担当職員の人件費等の整理に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの係長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第47号

○議長（林 英明君） 議案第47号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第47号について御説明いたします。議案書84ページをお開きください。

本議案は、令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。令和7年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダ内の④令和7年度桂川町水道事業会計12月補正予算書（第2号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出において、水道事業費用を730万8,000円を追加し、補正後の額を2億6,663万9,000円に定めようとするものでございます。

また、第3条では、当初予算の第4条で定めました資本的収入及び支出のうち、支出において、資本的支出を220万円追加し、補正後の額を4,299万6,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、5ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款1項営業費用730万8,000円の追加は、人事院勧告による給与改定等に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の整理と2目配水及び給水費の13節修繕費、配水管破損等修理代440万円、次の6ページ、4目総係費7節消耗品費1万1,000円の追加計上でございます。

次の7ページ、資本的収入及び支出の支出におきまして、1款1項建設改良費220万円の追加は、浄水場に関わるポンプ等の機械購入費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 5ページ、13節配水管破損等修理代というのは440万円上がっています。これはどんな状況があったのでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） これは、いわゆる町内の配水管の修理の経費でございます。今年に限って、結構、当初予算よりも補修、修理が膨らみましたので、残り3か月、補正をしておかないとちょっと足りないと思ひまして、440万を計上しております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほど、柴田議員からの御質問で、飯塚地区消防組合負担金で、私が、当初予算額が2億4,182万円という形でお答えをさせていただきましたけども、改めて確認いたしますと2億4,076万円でしたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時10分散会
